

歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

〔平成27年4月1日〕
〔文化庁長官決定〕
〔令和8年4月10日〕
最 終 改 定

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条第1項、第2項の規定により指定又は文化審議会文化財分科会において早急に指定すべきものとして方針が示された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第118条、法第120条及び法第172条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第132条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

その他、城の石垣や古墳の石室（以下「石垣等」という。）の災害時の崩落等の被害からの復旧を目的として、その調査を行うために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等総合活用整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人若しくは文化庁長官が適当と認める団体とする。

(2) 登録記念物活用整備事業

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(3) 歴史の道活用整備事業

補助事業者は、地方公共団体とする。

(4) 石垣等調査事業

補助事業者は、地方公共団体とする。

(5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

(1)～(3)の補助事業者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に掲げる事業（(1)②（イを除く）及び③並びに(2)①（環境整備等に必要な工事に係る設計監理のみ）については、保存活用計画を策定している場合に限る。）とする。

(1) 史跡等総合活用整備事業

① 復旧（保存修理）

ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事

ウ 古墳等の盛土、石積等の工事

エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備（史跡等の保存及び公開活用のために必要かつ最小限度を超えないものに限る。）

- ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝
- イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事
- ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等環境保全のために必要な工事
- エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置等の工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事
- ③ 活用施設（史跡等の保存及び公開活用のために必要かつ最小限度を超えないものに限る。）
 - ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
 - イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備
 - ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
 - エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置
 - オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- ④ 防災対策
 - ア 史跡等及びその重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防盜・防犯設備、耐震設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
 - イ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断
- ⑤ 上記の災害復旧
- ⑥ 上記工事等の実施に必要な措置
 - ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量
 - イ 整備基本計画の策定
 - ウ 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理
 - エ 工事等報告書の作成
- (2) 登録記念物活用整備事業
 - ① 設計監理
 - 登録記念物の復旧（保存修理）、環境整備等に必要な工事（上記（1）①～⑤に掲げるものと同様の工事）に係る設計監理
 - ② 保存施設
 - 登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事
 - ③ 上記の実施に必要な措置
 - ア 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量
 - イ 工事等報告書の作成
- (3) 歴史の道活用整備事業
 - ① 復旧（保存修理）
 - ア 道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事
 - イ 本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事
 - ② 環境整備
 - 歴史の道の情報発信設備、休憩施設、便所等便益施設等工事、歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事
 - ③ 防災対策
 - ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
 - イ 耐震診断
 - ④ 上記の災害復旧
 - ⑤ 上記工事等の実施に必要な措置
 - ア 歴史の道及び周辺地における遺構調査、測量
 - イ 基本設計実施設計、工事実施のための施工監理
 - ウ 工事等報告書の作成
- (4) 石垣等調査事業
 - ① 石垣等及び周辺地における遺構調査、測量
 - ② 調査報告書の作成
- (5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業
 - ① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業

なお、次の i から iv までの場合には、優先採択等の措置を講じる。

- i (1) ①、(2) ① (ただし、復旧 (保存修理) に係る設計監理に限る。) 及び (3) ① については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から 5 ヶ年について収入増加が見込まれる場合
- ii 2. の補助事業者で保存活用地域計画又は保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合
- iii 国土強靱化地域計画の中で補助事業の対象となる文化財が具体的に記載されている場合
- iv 国又は地方公共団体が所有する史跡等及び歴史の道の整備に際して、2. の補助事業者が当該史跡等の保存活用を図るために資金調達や自己収入の拡大を行っている場合

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、総事業費から修理が完了する翌年から 5 ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする (防災対策及び災害復旧を除く)。

- (1) 復旧、修理及び整備工事経費
- (2) 遺構等調査並びに測量及び図化経費
- (3) 環境整備工事経費
- (4) 防災設備等工事経費
- (5) 計画策定経費・設計及び監理に要する経費
- (6) 工事等報告書印刷経費
- (7) 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- (8) 体験学習会等に要する経費
- (9) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 50% とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数 (地方交付税法 (昭和 25 年法律第 211 号) 第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値) が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数 (調整率) を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の 70% とする。
- (3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の 80% とする。
- (4) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。
- (5) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

